

# 税のお知らせ

2021年5月発行

中野区では、住民税・軽自動車税の納付方法を多数用意しています。  
ご自身に合わせた納付方法をお選びください。

## 口座振替

振替日に預金口座  
から自動で引き落とし

軽自動車税は対応  
していません。

## クレジットカード

納付書1枚あたり  
100万円未満まで納付可能



## スマートフォン決済

納付書のバーコードをスマホ  
のカメラで読み込んで納付

別途決済手数料が  
かかります。

## インターネットバンキング



パソコン、スマホ、携帯電話か  
らインターネットバンキングに  
アクセスして納付

又は

納付書のバーコードをスマホ  
のカメラで読み込み、インター  
ネットバンキングにアクセス  
して納付



## ATM

ペイジーマーク  が印  
刷された納付書を使って、  
 の表示があるATM  
においてキャッシュカード  
又は現金で納付

いつでもどこでも納付  
できるキャッシュレス  
決済を推進しています

令和3年度軽自動車税納期限

**5月31**日(月)

令和3年度住民税第1期納期限

**6月30**日(水)

**納め忘れのないようご注意ください！**

問合せ先

中野区税務課 ☎ 03-3389-1111(大代表)  
F 164-8501 中野区中野4-8-1中野区役所 3階

ホームページはこちらから▶

